

小牧市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 9 月 2 6 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市条例第 3 3 号

小牧市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

小牧市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和47年小牧市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「（使用料等）」に改め、同条に次の2項を加える。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、還付することができる。

(1) 前条第2項の規定により公共の福祉のため利用の許可の取消し又は利用の中止を命ぜられたとき。

(2) 利用者が、その利用日の7日前（小牧市公民館、小牧市東部市民センター、小牧市北里市民センター及び小牧市味岡市民センターの講堂にあつては、30日前）までに利用の変更又は取消しの申請をした場合において、指定管理者等の許可を受けたとき。

(3) 災害その他特別の理由により利用ができなくなつたとき。

3 利用者は、前項第2号に定める期限後に利用の変更又は取消しの申請をした場合において、指定管理者等の許可を受けたときは、既に使用料を納付している場合を除き、当該利用の変更又は取消し前の使用料に相当する額を納付しなければならない。

別表第2の1の表映写機の項、スライド映写機の項及びOHPの項を削る。

附 則

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

2 改正後の小牧市公民館の設置及び管理に関する条例第12条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に申請する利用の変更又は取消しに係る使用料等から適用し、同日前に申請した利用の変更又は取消しに係る使用料については、なお従前の例による。